

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算 3 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- ・オンライン請求を行い、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認等により取得した情報を診察室等で閲覧、又は活用して診療を行っています。
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さんからの健康管理に係る相談に応じています。
- ・医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目(使用した薬剤名や行われた検査名)の分かる明細書を無料で発行しています。
- ・医療 DX を推進し、質の高い医療の提供に努めています。

地域支援・外来医薬品供給対応体制加算について

当院では、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 3 を算定しています。

- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいます。
- ・医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する可能性があることについてあらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、医薬品の供給不足が発生した場合でも、医薬品の処方変更等について適切な対応ができる体制を整えております。

機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています。

- ①患者さんが受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。なお、必要に応じ、担当医の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行うこともあります。
- ②乳幼児健康診断・予防接種のご相談と実施・食養生を含めた相談に応じます。
- ③保育園・幼稚園の園医として、学校医として、わいわい子育て相談医として活動しております。
あわせて、ご入園・ご入学・就職時の健康診断を行います。
アレルギーの診断と治療(除去食、食物負荷試験の実施を含む)を最新医学と漢方理念を取り入れて行います。
主治医の意見書を作成し、介護サービスとの連携をはかり、特定健診・肝炎治療・CKD(腎臓病)の管理を行います。
- ④患者さんの病状対応して各種医療機関と連携して、他の専門医にご紹介します。
(病気の種類によって、各医療機関の得意とする診療科をご案内しています。)
- ⑤急患の方は、時間外にも対応しています。お電話ください。
夜間・休日のお問い合わせは、#8000、小児救急センター(TEL 093-662-1759)、
夜間・休日急患センター(TEL 093-522-9999)にお願いします。

外来感染対策向上加算について

院内感染管理者である院長を中心に職員全員で院内感染対策に取り組んでいます。

受診歴の有無に関わらず発熱、その他の感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受け入れを行い、そのために必要な感染防止対策として空間的・時間的分離により発熱患者様の動線を分ける等の措置を行っています。

必要に応じて専門医への紹介が可能な連携体制を有しています。

抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに基づき適正に使用しています。

発熱等感染症疑いの患者様に適切な感染対策を行い診療した場合「発熱患者等対応加算」を算定致します。

ベースアップ評価料について

令和7年3月から外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定いたします。

これは医療現場で働く職員の賃上げを行い人材確保、良質な医療提供を続けることができるようにするための取り組みです。これにより患者様の診療費のご負担が上がる場合があります。ご理解くださいますよう、お願い致します。

生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)について

高血圧症・脂質異常症・糖尿病に関して、療養指導に同意した患者さんが対象です。

令和6年6月1日から厚生労働省の方針で、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さんは、従来算定していた『特定疾患療養管理料』から『生活習慣病管理料(Ⅰ)または(Ⅱ)』へと移行します。

患者さんには個々に応じた目標設定・血圧や体重・食事・運動に関する具体的な指導内容・検査結果を記載した『療養計画書』をお渡しします。

(交付時にサインをいただいておりますが、2026年6月よりサイン不要になりました。)

また、生活習慣病管理料(Ⅰ)を算定している患者さんは、少なくとも6ヵ月に1度血液検査を行う必要があります。

患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上長期処方やリフィル処方箋を発行する場合があります。

小児抗菌薬適正使用支援加算について

抗菌薬の適正な使用を推進する為、厚生労働省健康局結核感染症課「抗微生物薬適正使用の手引き」に基づき、抗菌薬の適正な使用の普及啓発に資する取り組みを行っています。

小児かかりつけ診療料について

健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談および夜間・休日の問い合わせへの対応をしております。

時間外対応加算について

時間外の問い合わせに関しては#8000にて対応しております。